



緑化地域	
指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度を定めています。緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所街づくり課です。※多摩川河川敷以外の区内全域	

日影規制	
3-2 4-2.5 5-3	日影規制時間
4-2.5	ただし、第一種・第二種低層住居専用地域内は測定面の高さ1.5m、他は4.0m
※日影規制の種類は、都市計画図2の裏面に一覧表があります。	

高度地区等・建蔽率・容積率敷地面積の最低限度	
A B C	A. 高度地区等 (記入のないところは無指定) 例：19-2→19m第2種高度地区 10-1→絶対高さ制限10m 第1種高度地区
	B. 建蔽率/容積率
	C. 最低敷地面積 (記載のないところは無指定)

防火地域の指定	
防火指定なし (2重枠)※	
準防火地域	
防火地域	
※建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根等の構造制限区域に指定されています。	

都市計画施設	
都市計画道路	30m
都市計画交通広場	
都市計画都市高速鉄道	

地域地区	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
第一種文教地区	
第二種文教地区	
特別工業地域	
高度地区(最低限度7m) (世田谷通り沿道の一部) (目黒通り沿道地区に指定)	
高度利用地区	
第一種風致地区	
第二種風致地区	
特別緑地保全地区	
特定街区	

砧地域

北沢地域

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以東)、環状7号線の一部片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬車公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後退位置より20mです。